

単元未満株式(100株未満の株式)の買増、買取請求の手続きについて

当社、田淵電機株式会社は、2019年10月1日付でダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社との株式交換により、同社の完全子会社となりました。

この株式交換に伴い、当社の株主様に割り当てたダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の株式のうち、単元未満株式(100株未満)をご所有の株主様につきましては、証券市場で売買ができない、株主総会で議決権を行使できない等の制約が発生します。

単元未満株式は、買増して単元株式(100株)におまとめいただける「買増請求」、あるいはご売却を行う「買取請求」をご利用いただけますので、その手続きにつき、下記のとおりご案内申し上げます。

記

①証券会社等で単元未満株式をご所有されている株主様

株式をお預け頂いております証券会社等の窓口へお問い合わせ頂き、お手続きくださいますようお願いいたします。

②株券電子化に伴い、証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株主様

株主名簿管理人である三井住友信託銀行証券代行部(フリーダイヤル 0120-782-031)へ、お問い合わせいただきますよう、お願いいたします。または、「三井住友信託銀行 株式に関するお手続き」からもご確認いただけます。

上記制度は、一部の期間(※)を除き、いつでもご利用いただけます。

※)毎年3月及び9月の中旬から末日までは、受付を停止しております。また、当社が買増に対応できる株数を保有していない場合は買増請求をご利用いただけません。

以上